

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第16号（令和元年7月） 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 土地区画整理審議会の委員選挙を9月29日（日）に行います

土地区画整理審議会の委員の定数は、施行条例の定めにより10名で、その任期は5年です。10名のうち皆様が選挙する委員は8名で、残る2名は市長が選任する学識経験委員となります。

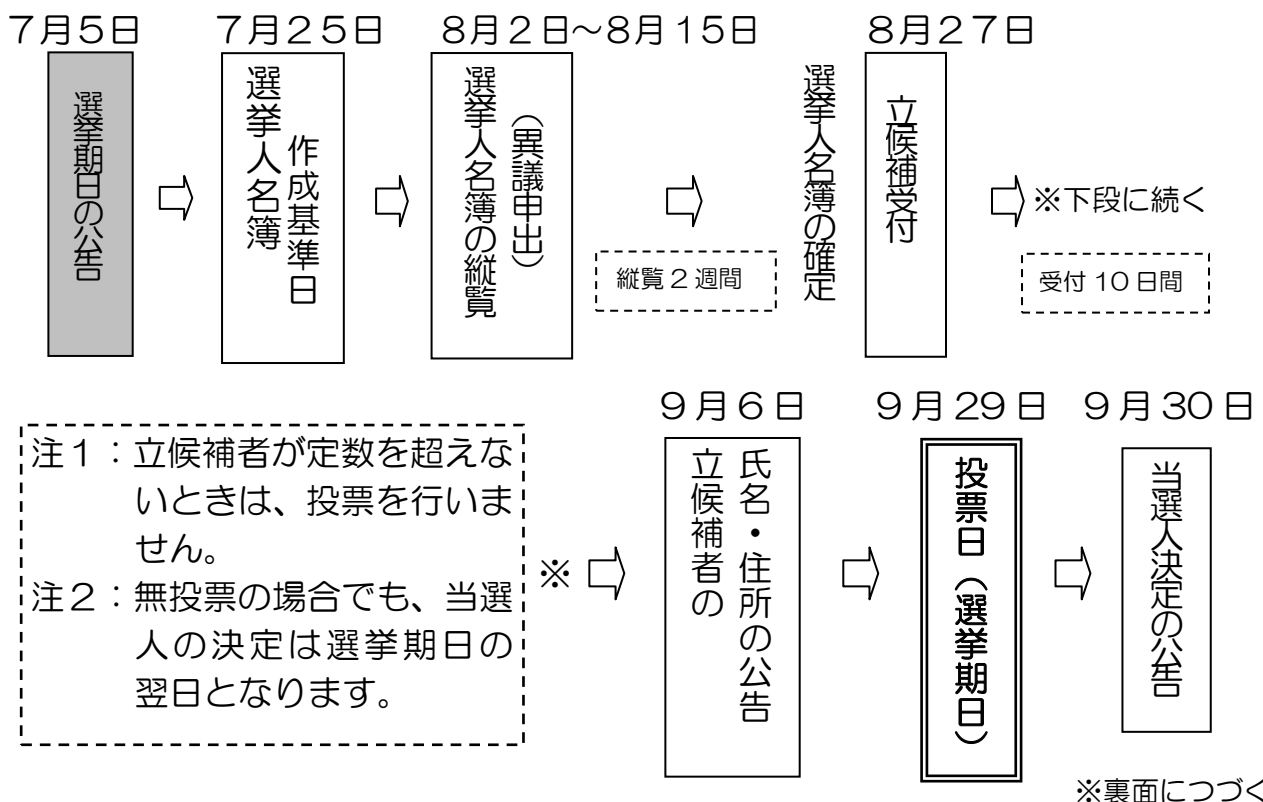
選挙では、宅地所有者は宅地所有者の代表となる委員を、借地権者は借地権者の代表となる委員を選出し、それぞれの委員の数は、各権利者数の割合に応じて決定します。

この度、選挙スケジュールを次のとおり決めましたのでお知らせします。

- ☆《選挙期日（投票日）》 令和元年9月29日（日）（時間未定）
- ☆《投票所》 己斐公民館第3会議室（1F）
- ☆《選挙人名簿縦覧日時》 令和元年8月2日（金）～令和元年8月15日（木）
午前8時30分～午後5時15分
- ☆《選挙人名簿縦覧場所》 日によって縦覧場所が異なりますのでご注意ください。

平日及び休日（8月12日）	土曜日及び日曜日
西区福島町二丁目2番1号（西区役所3F） 西広島駅北口地区区画整理事務所	西区己斐中一丁目6番20号 己斐公民館第1会議室（2F）

審議会委員選挙（土地所有者及び借地権者）のスケジュール



■ 土地区画整理審議会の委員選挙に関する Q&A

○ 選挙できる人、立候補できる人について教えてください。

- ① 選挙及び立候補できる人は、選挙人名簿に記載されている方です。
- ② 名義が共有となっている場合は、選挙権、被選挙権を行使するには、代表者の選任が必要です。
- ③ 登記されている方が亡くなっている場合は、選挙権、被選挙権を得るには、相続の届出が必要です。

※ 代表者の選任・相続の届出が必要な方は、所定の様式を用意しておりますので、お申出下さい。

※ 次のいずれかに該当する方は、委員の被選挙権はありません。

- ・ 未成年者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 選挙人名簿について教えてください。

- ① 当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。
- ② 選挙人名簿作成基準日（7月25日）において、施行地区内に宅地を所有する方、施行地区内の宅地について借地権を有する方を特定して作成します。
- ③ 未登記の借地権をお持ちの方の場合、選挙人名簿作成基準日（7月25日）までに、広島市（施行者）へ届出済の方が対象になります。

※ 選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがある場合には、縦覧期間内に異議を申し出ることができます。（縦覧期間を過ぎると、お申出をお受けできませんのでご注意ください。）

○ 借家に住んでいるが選挙権・被選挙権はありますか。

選挙権・被選挙権を有するのは、宅地所有者の方や借地権を持っている方になります。したがって、借家に住んでいる方は土地区画整理審議会委員の選挙権・被選挙権はありません。

○ 審議会の役割を教えてください。

土地区画整理審議会は、本事業を民主的かつ効率的に進めるため、施行者（広島市）が換地設計や仮換地の指定等を行う場合に、施行者に対して同意や意見を述べることで、皆様のご意見を事業に反映させるという役割を担っています。

連絡先

広島市 都市整備局 都市機能調整部 西広島駅北口地区区画整理事務所

担当：笹村、大谷

電話番号：082-532-5122

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp